コンピュータ利用による適合証等の印字取扱要領

「保安基準適合証及び保安基準適合標章」

- 1. コンピュータ利用による保安基準適合証、限定保安基準適合証及び保安基準適合標章(以下、「適合証等」という。)の取扱は、次によるものとする。
 - (1) 適合証の交付番号は、従来の取扱と同様ナンバーリング等により1冊50組綴りのまま、暦年ごとの一連番号の打ち込みを行う。

または、コンピュータ利用による暦年ごとの一連番号の打ち込みを行う。

- (2) 適合証等綴りを表紙及び裏表紙(以下、「表紙等」という。)と適合証等に分離する。 なお、表紙等は別途保管する。(図1参照)
- (3) 分離した適合証等は、上葉(適合証控)・中葉(適合証)・下葉(適合標章)の3葉1組が散逸しないよう糊付け等を行う。(図2参照)
- (4)分離した適合証等の表紙等及び糊付け等した3葉1組の適合証等は、当該事業場の事業場管理 責任者が保管する。
- (5) 適合証等は検査を実施した自動車検査員が使用ごと(交付番号順)に当該事業場管理責任者より受取り使用する。
- (6) コンピュータ利用による適合証等の印字打ち込みは次の箇所とする。

①保・限の区分の〇印・交付番号 ⑩用途

②指定自動車整備事業者の氏名又は名称 印車両総重量

④自動車登録番号又は車両番号 3指定番号

⑥使用者の氏名又は名称 ⑤保険会社名

(7)使用者の住所 16)走行距離計表示値

⑧乗車定員 切自重計技術基準適合証の確認

⑨最大積載量

(図3参照)

- (7) 前号に掲げるコンピュータ利用による適合証等の印字打ち込み箇所①~⑪以外の箇所について は従来の取扱と同様とする。
- (8) 適合証等交付後の適合証控、交付を要しない適合標章及び書き損じた適合証等は、交付番号順 に別途保管の表紙等とともに左端を穴あけパンチ等で穴を開け、散逸しないよう綴じ紐等で編綴

する。(図4参照)

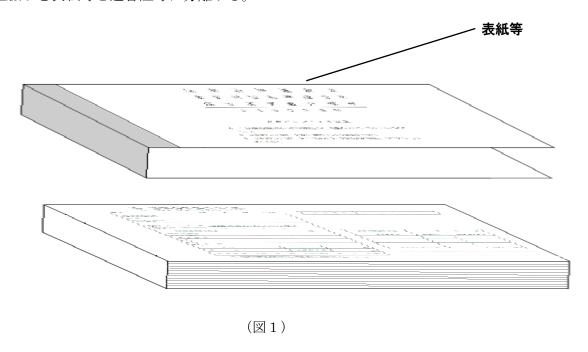
- (9) 使用が終了した適合証等綴りは、適合証保管責任者が編綴の終了した日から2年間保存する。
- (10) 指定自動車整備事業者は適宜適合証関係の社内監査を実施し、適切な指導を行うものとする。 なお、監査の結果、不適切な場合はコンピュータ利用による適合証等の印字打ち出しを停止し、 適切な処置を行うものとする。
- (11) 関係法令、通達又は事業場管理組織に変更が生じた場合は、実情に即応するよう速やかに改正を行うものとする。
- (12) 法令、通達等の解釈が困難な場合は、運輸支局の指示を受けるものとする。

〔実施時期〕

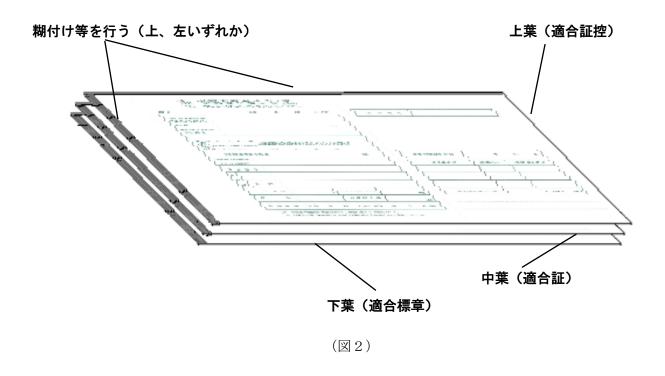
本取扱要領は、令和 年 月 日より実施する。

[参考]

1. 適合証綴りを表紙等と適合証等に分離する。



2. 分離した適合証等は、上葉(適合証控)・中葉(適合証)・下葉(適合標章)の3葉1組が散逸しないよう糊付け等を行う。

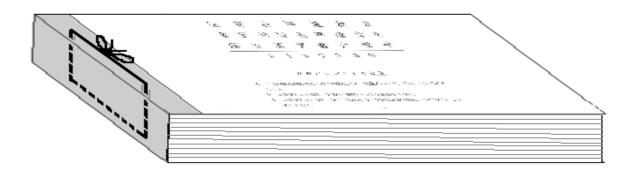


3. コンピュータ利用による適合証等の印字打ち込み箇所は①~⑰の箇所とする。 なお、他の箇所については従来どおりの取扱とする。

[限] 限定保安	準 適 合 証(控 基準適合証(控	<u> </u>		
番号——————	年 月	日交付	指定番号	3
指定自動車整備 事業者の氏名又 は名称 事業場の名称及 び所在連		即		
ド 見 次の自動車の整備に係る部分 検査の年月日	両の保安基準に適合していることを記		最終の検査申請日	年 月 日
自動車検査員の氏名		即	取終の快貨中間口	— Д D
自動車登録番号			証明書番号	保険会社
車 台 番 号 ⑤			(4)	15
使 氏名又は名称 ⑥				
者 住 所 ⑦				
乗車定員 8 人	最大積載量	9 kg	走行距離計表示値	16 00 km mile
用 途 ①	車両総重量	① kg	17	
保険期間(12) 年 月	日から 年	月 日まで		

(図3)

4. 使用後は表紙等とともに綴じ紐等で編綴する。



適合証綴りは、その使用が 終了してから2年間保存する。

(図4)